

京都府国土利用計画・土地利用基本計画（仮称）の 中間案の概要

1 策定(中間案)概要

(1) 策定の方向性

- ・深刻化する少子高齢化及び人口減少、これらに伴う地域社会の衰退に対応する計画とし、全国計画の内容を基本とする。
- ・京都府国土利用計画と京都府土地利用基本計画を一本化。両計画で記載内容が重複する部分を整理する等して、府民や市町村等にわかりやすい、京都府の土地に係る総合的な計画とする。
- ・令和5年4月にスタートした「京都府総合計画」の目標である「あたたかい京都づくり」を土地利用の観点から実現するための計画とする。

(2) 計画期間 目標年次 令和15年(基準年次 令和2年)

(3) 中間案における主な変更箇所

意見	追記等した記載内容
太陽光発電について、環境保全と産業振興の対立する関係をどうするかという観点を踏まえて記載をしていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の設置等の課題 (P6-7) ・太陽光発電設備の設置と周辺環境との調和 (P11) ・太陽光発電設備の大量廃棄に向けた検討の促進 (P11) ・太陽光発電に係る森林開発行為の許可基準 (P11)
人中心の都市空間づくりについてや全体的な土地利用の観点を記述していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人々が集い、交流できる空間づくり (P8) ・歩行空間の整備や交通安全対策 (P12) ・ユニバーサルデザインに基づいた歩道の整備 (P12)
流域治水の考え方をもう少し入れるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針の作成 (P10)
府民が自然、公園等のグリーンインフラのようなものを楽しめるような記述もあるとよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や学校等の公共公益施設の緑化 ・みどり豊かなうるおいのある都市景観の形成 ・みどり等を生かした災害に強い街づくり (P10)
危険な地域に従前から住んでいる方への援助策のようなものが盛り込めないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対する一部費用の支援 ・土砂災害特別警戒区域等における「水害等避難行動タイムライン」作成の支援 (P10)
交通基盤の整備のための土地利用・管理については、道路に限定せず他の交通体系について記述できないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸新幹線やリニア中央新幹線による、京都と全国の拠点都市が新たな国土軸で結ばれることへの期待 (P14)

(4) 計画の概要

① 土地利用の基本方針

(ア) 地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理
(イ) 災害リスクを踏まえた安心・安全を実現する土地利用・管理
(ウ) 環境と共生した社会づくりのための土地利用・管理
(エ) 子育てしやすいまちづくり実現のための土地利用・管理(新規)
(オ) 京都産業の創出・成長・発展に向けた土地利用・管理(新規)
(カ) 文化観光の持続的な発展に向けた土地利用・管理
(キ) 交通基盤の整備のための土地利用・管理
(ク) デジタル技術を活用した先進的な土地利用・管理
(ケ) 多様な主体の参加・協力による活力ある地域づくりのための土地利用・管理

主な記載内容

- ・子どもや子育て世代の交流の場づくり、地域コミュニティの維持などに対する取組の推進
- ・ICT等を活用した府内のどこからでも特別講座を受けられる教育環境の整備
- ・企業の立地に対する重点的な支援等を行う「子育てにやさしい企業団地」(P12)

- ・「産業創造リーディングゾーン」によるオープンイノベーション、京都産業の持続的発展
- ・商店街を活用した地域コミュニティの確保
- ・地域の持続性確保に繋がる土地利用転換
- ・地域の合意形成に基づく積極的な土地利用の最適化 (P13)

②地域別（府内5地域）の現状と課題等及び土地利用の基本方向

丹 後	・地域産業を支える基盤整備を進めていくため、海の京都観光圏の観光ルートの形成など流通の強化を図る。
中 丹	・福知山公立大学等と連携し、地域の担い手となる学生と地域の企業との交流の場を設定し、人材確保を図る
南 丹	・地域の豊かな自然も生かした日本有数のスポーツ健康エリアとしての基盤を活かし、スポーツ&ウェルネスの産学公実証を核にした地域の実現を図る。
京都市	・市民生活と観光との調和を最重要視し、一部地域における過度な混雑の防止など、観光の質の向上を図る。
山 城	・新名神高速道路の全線開通などによって飛躍的に高まる地域のポテンシャルを生かした更なる地域の発展を図る。

③利用区分別の土地利用の基本方向

農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地及びその他に区分し、各区分の土地利用の基本方向について記載

④土地の利用目的に応じた土地の区分ごとの規模の目標

(単位：km²)

利用区分	R2	R15	増減理由
農地(田・畑)	298	296	転用や荒廃農地の発生を見込み減少
森林(国有林・民有林)	3,413	3,413	森林は、土地保全や水源かん養など重要な役割を果たしており、今後も適切に管理していく必要があるため、現状維持
原野等(旧採草等)	2	2	今後の開発で大きく減少する見込みが低いいため現状維持
水面・河川・水路等	143	143	計画期間中にダム等の整備計画等がないため現状維持
道路(林道・農道含む)	158	166	現在計画されている事業等を踏まえ増加
住宅地	165	169	府内の世帯数の増加を想定し増加
工業用地	18	21	今後の工業用地の開発予定地面積を踏まえ増加
その他の宅地	75	75	土地利用の効率化、高度化を図る方針を踏まえ現状維持
その他	340	327	-
合計	4,612	4,612	-

⑤規模の目標達成のために必要な措置の概要

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用 (2) 土地の有効利用・転換の適正化 (3) 土地の保全と安全性の確保 (4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 (5) 持続可能な土地管理 (6) 多様な主体による土地管理の推進 (7) 土地に関する調査の推進 (8) 近隣府県等との連携 (9) 計画の効果的な推進 について記載

⑥土地利用の調整等

都市地域	一体の都市として開発し、整備・保全する必要がある地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する多面的機能の維持・増進を図る必要がある地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、保護及び利用の増進を図る必要がある地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、自然環境の保全を図る必要がある地域

※これらの地域区分が重複した場合の調整指導方針についても記載